

「D&I かながわメンバーズ」実施要項

(目的)

第1条 ダイバーシティ&インクルージョン（以下「D&I」という。）推進に向けた様々な取組を行っている、又は、積極的に取り組みたいと考えている企業・団体を「D&I かながわメンバーズ」（以下「メンバーズ」という。）として登録し、互いに情報を共有し、高め合い、さらに、その成果を発信することで、女性に限らず男性や性的マイノリティも含むすべての人が働きやすくなるよう、女性活躍に加えて、ジェンダー平等を始めとするD&Iの取組を神奈川県全体で推進していくことを目的とする。

(活動内容)

第2条 メンバーズの活動内容は次のとおりとする。

- (1) メンバーズ会議等の開催
- (2) D&I 推進のための講演会等への講師派遣
- (3) D&I に関する取組事例等の情報共有、情報発信
- (4) その他、メンバーズの目的を達成するために必要な活動

(会員)

第3条 メンバーズの会員の対象は、神奈川県内で事業活動を行っている企業・団体とする。登録は、原則、企業・団体全体を単位とし、本社・本部が県外の場合等、企業・団体全体を単位とした登録が難しい場合に限り、県内支社等の単位での登録も可能とする。その場合、県内の代表支社等がある企業・団体においては、代表支社での登録を優先とする。

2 会員は、前条に定めたメンバーズの活動を通じて得た他の企業・団体に係る情報等を当該企業・団体等の同意なく他の者に漏洩してはならない。なお、退会後も同様とする。

(登録要件)

第4条 メンバーズの会員登録は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 次の各号について取り組む意思があること
 - ア 自社・自団体でジェンダー平等に向けた取組を始めとした、D&I 推進に向けた様々な取組を行っている又は今後、積極的に取り組みたいと考えている。
 - イ 自社・自団体の取組促進だけでなく、その他の企業・団体との交流をとおして、D&I 推進に向けて良い影響を与え合う関係を築きたいと考えている。
 - ウ 第2条に定めたメンバーズの活動に積極的に参加する意欲がある。
- (2) 神奈川県内で事業活動を行っていること

(登録申請等)

第5条 メンバーズの申請及び登録の方法等は、次のとおりとする。

- (1) メンバーズ登録の申請をしようとする企業・団体は、前条に定める登録要件を満たすことを確認した上で、e-kanagawa電子申請に必要な項目を入力し申請する。

電子申請による申請が難しい場合は、「D&I かながわメンバーズ登録申請書（様式1）」に必要事項を記入して事務局へ送付する。

- (2) 事務局は、前条に定める登録要件に基づき申請内容を確認し、当該要件を満たした企業・団体について、メンバーズに登録し、後日申請者に「D&I かながわメンバーズ登録証（様式2）」を交付する。
- (3) 事務局は、登録した企業・団体名等について、県のホームページ等で公開する。
- (4) 申請内容に変更があった場合は、当該会員は、「D&I かながわメンバーズ登録内容変更届（様式3）」により、遅滞なく変更内容を事務局へ報告しなければならない。

（登録取消）

第6条 会員が次の事項のいずれかに該当するときは、事務局において登録を取り消すことができる。

- (1) 会員から「D&I かながわメンバーズ登録取消届出書（様式4）」の提出が事務局にあったとき
- (2) 本要項に違反又はメンバーズの信用を著しく害したとき
- (3) 解散又は営業を停止したとき
- (4) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (5) 重大な法令違反があったとき
- (6) その他、メンバーズの運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

（事務局）

第7条 メンバーズの事務局は、神奈川県立かながわ男女共同参画センターに置くものとする。

（その他）

第8条 本要項に定めるもののほか、メンバーズの運営に関し必要な事項は、事務局が決定する。

附 則

この要項は、令和6年2月15日から施行する。